

第六十一号議案

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定による大学をい、短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し、若しくは大学院（同法第九十七条の規定による大学院をいう。）において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

第七条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

第六十一号議案

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第八条中「第十条」を「第十条第一項」に、「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改める。

第九条に次の一項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係为背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第九条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十六条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第三十八条に次の一項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。
第四十八条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第五十六条中「第三十八条中」を「第三十八条第一項中」に改める。

第二条 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第四項及び第四十条第二項（改正後の条例第五十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第九条の二（改正後の条例第五十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第九条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十六条第二項（改正後の条例第五十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第三十六条第二項中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十九条第三項（改正後の条例第五十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第三十九条第三項中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」とする。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）等の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。